

四半期報告書

(第137期第3四半期)

横浜ゴム株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月13日

【四半期会計期間】 第137期第3四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 横浜ゴム株式会社

【英訳名】 The Yokohama Rubber Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400-4520

【事務連絡者氏名】 経理部長 宮 田 哲 史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目36番11号

【電話番号】 東京(03)5400-4520

【事務連絡者氏名】 経理部長 宮 田 哲 史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第137期 第3四半期 連結累計期間	第136期
会計期間		自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日
売上高	(百万円)	393,066	465,133
経常利益	(百万円)	25,457	20,717
四半期(当期)純利益	(百万円)	17,409	11,618
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	18,518	1,202
純資産額	(百万円)	182,509	168,286
総資産額	(百万円)	497,151	501,786
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	51.96	34.68
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	35.49	32.32

回次		第137期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	11.09

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 当社は、前連結会計年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、平成23年12月期第3四半期連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間の記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

当社は、前連結会計年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、当第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日～平成24年9月30日）は、比較対象となる平成23年12月期第3四半期連結累計期間が存在しないため、業績の状況の比較は記載していません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧州債務危機や新興国の成長の停滞といった翳りが見られ、特に中国では、日本製品の不買運動が影響して需要が冷え込みつつある等、弱含みに推移しました。タイヤ業界も海外の景気動向の影響を受け、需要が一服しております。

こうした状況のもと、当社グループは、引き続き、魅力ある商品や販売施策の展開、ならびに経費削減等の内部改善を進めてまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結売上高は3,930億66百万円、連結営業利益は262億99百万円、連結経常利益は254億57百万円、連結四半期純利益は174億9百万円となりました。

各事業の業績を示すと、次のとおりであります。

① タイヤ事業

売上高は3,082億30百万円で、当社の総売上高の78.4%を占めております。

国内新車用タイヤは、販売量・売上高ともに好調でした。エコカー向け低燃費タイヤの販売が好調だったことや新型車への新規装着サイズが増加したことが寄与したものであります。

国内市販用タイヤも堅調に推移しました。特に、低燃費タイヤ市場への浸透が進んだため、BluEarth（ブルーアース）ブランドの各タイヤの販売が伸張しました。

海外販売は、新車用については、当社製品の性能が高く評価され、新車装着が増加したため、好調となっております。その一方、市販用は低調に推移しました。なお、当社は中国国内における反日デモの直接的な被害を受けることはありませんでした。

この9月、当社は、乗用車用スタッドレスタイヤ「iceGUARD 5（アイスガードファイブ）」を日本とロシアで同時発売しました。この製品は、新開発のコンパウンドと非対称トレッドパターンの相乗効果により「YOKOHAMAの最高傑作」というべき氷上性能を実現しており、好評を博しております。

② 工業品事業

売上高は675億42百万円で、当社の総売上高の17.2%を占めております。

ホース配管事業は、中国での建機用ホースの需要が低迷した一方、北米での自動車用ホースが好調で、総じてみれば堅調に推移しました。

工業資材事業は、土木商品等の需要が減少し、やや低調となりました。

ハマタイト事業は、建築用接着剤が低調だったものの、自動車用接着剤が伸び、堅調に推移しました。

電材事業は、主なユーザーである日系携帯電話メーカーの需要が一服しました。当社は、これらスマートフォン・携帯電話向け蒸着コート材に加え、タッチパネル向けハードコート、さらに新しくプリンターやスピーカーに使用する接着剤を開発し、積極的に市場の開拓を図っております。

③ その他(航空部品事業、スポーツ事業等)

売上高は172億94百万円で、当社の総売上高の4.4%を占めております。

航空部品事業は、市場が弱含みであったものの、売上の堅調を維持することができました。また、引き続き収益構造の改善に取り組んでおります。

スポーツ事業は、市場で激しい価格競争がくりひろげられており、厳しい環境にあります。しかし、引き続き積極的な営業活動に取り組み、お客様のニーズにお応えしてまいります。

こうした中、当社は、平成24年9月にゴルフクラブの新シリーズ「iD nabla (アイディー・ナブラ)」を発売しました。ナブラシリーズは、ドライバーからアイアンまで、ヘッド設計のバランスを統一し、シリーズを通して飛びと打ちやすさの連続性を持たせています。

また、逆三角形に設計(ナブラ設計)された高精度な偏肉フェースにより、「iD nabla」ドライバーは、当社従来製品と比較して、1.5倍の弾きエリアを実現いたしました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。従って、当社の株式を大量に取得しようとする者が出現した場合にこれを受け入れるかどうかは最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な取得行為またはこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模な取得行為またはこれに類する行為に応じることを対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模な取得行為またはこれに類する行為の内容や当該株式を大量に取得しようとする者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような株式の大規模な取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模な取得行為に対しては、株主の皆様の事前の承認に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考えております。

当社は、以上をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、創業100周年にあたる2017年を見据えた中期経営計画「GD100」を策定し、目標達成に向けた事業戦略を推進します。2012年度から始まるGD100フェーズⅢでは、「強くしなやかな成長」をテーマに取り組むと共に、CSR経営を進めてまいります。

さらに、当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、今後も、継続的な安定配当を基本とした上で連結業績の向上に応じた利益還元を実施してまいります。

以上のような中長期的視点に立った各取り組みを通じて、グローバルな成長による規模の拡大と業界トップレベルの高収益体質を実現するとともに、すべてのステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、社会への貢献を果たすことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることになると考えております。

3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記のような会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成23年5月20日に開催された取締役会において、全取締役の賛成により、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下、「本対応方針」という。)を決定し、導入いたしました。

本対応方針の概要は、以下のとおりであります。

<本対応方針の概要>

①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、大規模買付者に対して大規模買付ルールに従うことを求めるものであります。

大規模買付ルールとは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討や代替案の提示等を行い、かつ、所要の期間が経過して初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

具体的には、①当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関としての独立委員会の設置、②大規模買付者への買付説明書の提出要求、③大規模買付者への大規模買付情報(当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のための情報)の提供要求とその公表、④大規模買付情報の提供完了後60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)の取締役会検討期間の設定、及び⑤大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する場合に、当社がその時点で適切と考える一定の対抗措置を講じることができる等が大規模買付ルールの主な内容であります。

②対抗措置の発動

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当該ルールの違反のみをもって、相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当社取締役会が、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することといたします。

③有効期間

本対応方針につきましては、平成23年5月20日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、平成23年6月29日に開催された当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て効力が生じております。

本対応方針の有効期間は、平成26年3月に開催予定の当社定時株主総会の終了時点までとなっております。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営計画は、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として策定されたものであり、まさに上記基本方針に沿うものであります。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであります。
- ② 本対応方針は、当社株主総会の議案としてお諮りして株主の皆様意思を確認させていただきこととし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しないこととなります。そのため、本対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様合理的意思に依拠したものとなっております。
- ③ 本対応方針の対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的かつ合理的な判断を客観的に行う諮問機関として、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外の弁護士、公認会計士、税理士及び学識経験者等、並びに社外の経営者により構成される独立委員会を設置しております。
- ④ 本対応方針に定める対抗措置は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。
- ⑤ 当社取締役は、判断の客観性・合理性を担保された独立委員会の勧告を最大限尊重するように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- ⑥ 本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)のいずれでもありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は95億26百万円であります。

当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の状況の重要な変更は、次のとおりであります。

1) タイヤ事業

当社は、中期経営計画「GD100」の第3段階として、平成24年1月から3年間の経営計画でPhase（フェーズ）Ⅲをスタートさせており、“良いモノを・安く・タイムリーに”かつ世界トップレベルの環境貢献企業になることを目標としております。

国際的に通用する、高度で信頼性の高い試験データーの提供を目指し、平成24年3月には、タイヤ試験の転がり抵抗、ウェットグリップ測定などの4項目について試験所及び校正機関認定の国際規格である「ISO/IEC17025」を取得しました。これは、ある特性の試験や校正において必要な技術的能力を有しているかを証明するものです。

また、原材料の多くを産出する中国に新規原材料の早期採用を加速させることを目的として、中国浙江省にある杭州優科豪馬輪胎有限公司のタイヤ工場敷地内に原材料試験の試験・評価拠点として「優科豪馬（中国語読みでヨコハマ）中国技術センター」を設立し、平成24年1月から活動を開始いたしました。

① モータースポーツ活動

今シーズンのモータースポーツ活動計画を平成24年3月に発表しました。タイヤ事業のグローバル展開の一環と位置づけ国内外で幅広い活動を通じて、ヨコハマタイヤの認知度向上を図ってまいります。

世界最高峰のツーリングカーレースWTCC（ワールド・ツーリング・カー・チャンピオンシップ）にワンメイクサプライヤーとして、ADVAN（アドバン）エコレーシングタイヤを供給する他、マカオ（中国）で開催される「マカオグランプリ」には、30年連続となるADVANレーシングタイヤのワンメイク供給をしております。

また、WTCCなどのトップレベルの戦いをサポートできる優れたタイヤ性能と豊富なノウハウが評価され、FIA（国際自動車連盟）公認のFIA F2選手権の2012、2013年シリーズのコントロールタイヤに認定されました。

一方、日本で最も人気のある、SUPER GTシリーズにも、多くのチームにADVANレーシングタイヤを供給してまいります。

② 乗用車用スタッドレスタイヤ「iceGUARD 5」を発売

乗用車用スタッドレスタイヤブランド「iceGUARD（アイスガード）」シリーズで、最も氷上性能を高めた「iceGUARD 5」を平成24年9月より発売しました。

従来品「アイスガード トリプルプラス」の「氷に効く」、「永く効く」、「燃費に効く」の3つのコンセプトをさらに進化させつつ、「環境性能のさらなる向上+人に、社会にやさしい」をテーマとした低燃費タイヤ「BluEarth（ブルーアース）」のコンセプトに基づき、省燃費性能も高めております。

氷上性能については、「新マイクロ吸水バルーン」と「吸水ホワイトゲル」を新たに採用した「スーパー吸水ゴム」を開発し、氷上性能の向上に主眼をおいた非対称トレッドパターンを新たに採用しました。これら相乗効果により、優れた氷上制動性能に定評のあった従来品よりもさらに8%の性能向上を実現しました。省燃費性能においては、従来品に比べ、ころがり抵抗を5%低減しました。

③ メルセデス・ベンツ新型2車種（SLクラス、Gクラス）に新車装着開始

グローバル・フラッグシップブランド「ADVAN（アドバン）」のハイパワー車向けタイヤ「ADVAN Sport V105 M0（アドバン・スポーツ・ブイイチマルゴ・エムオー）」が、独・ダイムラー社の2シーターオープンスポーツ「メルセデス・ベンツSLクラス」の新型モデルに新車装着されました。

また、新世代SUV用タイヤ「ADVAN S.T. M0（アドバン・エスティー・エムオー）」は、同社の新型「メルセデス・ベンツGクラス」に新設定された「G 63 AMG」及び「G 65 AMG」に新車装着されました。

当社は、世界有数のカーメーカーやチューナーとの共同開発を積極的に進めております。

④トラック・バス用リトレッドタイヤのラインアップ拡大

トラック・バス用リトレッドタイヤのラインアップに、環境特化型トラック・バス用タイヤシリーズ「ZEN(ゼン)」の冰雪上性能重視型スタッドレスタイヤ「ZEN 903ZW（ゼン・キューマルサン・ゼットダブル）」を追加しました。（平成24年8月より発売開始）

リトレッドタイヤは、使用済みタイヤのトレッド部分を新しいトレッドに張り替えて再利用するタイヤですので、省資源や廃タイヤの削減など3R（Reduce：省資源、Reuse：資源循環、Recycle：資源再生）の観点から高い環境保全効果が期待できます。

2)工業品事業

① 工業資材事業

海洋商品においては、「Seaflex（シーフレックス）」ブランドで展開しているマリンホースについて、平成24年3月、石油会社国際海事評議会（OCIMF）が制定した新規格「GMPHOM2009」の型式認証を取得しました。今回改定となった「GMPHOM2009」は、従来よりも高い耐久性能が要求されており、今回の認証取得で製品の信頼性が証明されました。

② ハマタイト事業

建築用分野においては、シーリング材表面の耐候性・石目地汚染性に優れた「SC-500NB、SL」を開発し、平成24年5月より発売しました。また、戸建て分野では、ハウスメーカーが要求する「環境に配慮したシーリング材」の開発を進めております。

3)その他

① スポーツ事業

ターゲットとするユーザーを絞り、徹底的に“飛び”にこだわった「egg (エッグ) シリーズ」の、飛距離アップを目指すゴルファー向けストロングロフトドライバー「egg seven (エッグセブン)」を平成24年3月より発売しました。独自のヘッド重心設計とシャフト剛性の最適設計により、従来にはないロフト角7度でインパクト時のボールへのエネルギー効率を高め、ボール初速アップと適正な打出し角で大きく飛距離が伸びるドライバーとなっております。

また、平成24年9月より新ゴルフクラブシリーズ「iD nabla (アイディー・ナブラ)」を発売しました。商品開発にあたっては、コンピュータを用いて最適化計算を行い、ドライバーの高初速エリアを従来品の1.5倍に拡大しました。また、ゴルファーのスウィングを分析し、シャフトのしなる位置と量の最適化も行い、ヘッドスピードの最大化(平均で0.5m/s以上の増加)を実現しております。

平成24年3月には、当社の子会社である株式会社プロギアの直営施設「PRGR TOKYO-HUB Golf School & Studio (プロギア・トーキョー ハブ・ゴルフスクール・アンド・スタジオ)」を東京都豊島区にオープンいたしました。

独自に開発した最新科学測定器「ヘッド挙動測定器」「初期弾道測定器」「磁気センサー3次元スウィング測定器」などを使ったスウィング解析と科学的レッスンを融合させた「Science Fit (サイエンス フィット)」で、レッスンやスクール事業を総合的に展開してまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,598,162	342,598,162	東京、大阪、名古屋 各証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
計	342,598,162	342,598,162	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当する事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	—	342,598	—	38,909	—	31,952

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,564,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 333,716,000	333,716	—
単元未満株式	普通株式 1,318,162	—	—
発行済株式総数	342,598,162	—	—
総株主の議決権	—	333,716	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式および株式会社証券保管振替機構名義株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式 815株
株式会社証券保管振替機構名義株式 200株

② 【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋5丁目36 番11号	7,564,000	—	7,564,000	2.20
計	—	7,564,000	—	7,564,000	2.20

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長 (経営企画室・グローバル人事部・秘書室・GD100推進室担当 兼 MB管掌)	取締役副社長 (企画部・グローバル人事部・秘書室・GD100推進室担当 兼 MB管掌)	小林 達	平成24年7月1日
取締役 (工業品事業本部長 兼 航空部品事業本部長 兼 工業品グローバル営業本部長)	取締役 (工業品事業本部長 兼 航空部品事業本部長 兼 工業品販売本部長)	大石 貴夫	平成24年7月1日
取締役 (スポーツ事業部担当 兼 経理部・監査部・IT企画部担当 兼 グローバル調達本部担当)	取締役 (スポーツ事業部担当 兼 経理部・監査部・情報システム部担当 兼 グローバル調達本部担当)	森田 史夫	平成24年7月1日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

平成23年6月29日開催の第135回定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更致しました。

従って、前連結会計年度は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヶ月間となっております。これに伴い、平成23年度12月期第3四半期連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結累計期間の記載を省略しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,750	13,122
受取手形及び売掛金	※1 142,131	※1 120,907
商品及び製品	49,357	64,712
仕掛品	7,311	8,454
原材料及び貯蔵品	19,132	19,035
その他	18,953	23,865
貸倒引当金	△1,160	△1,189
流動資産合計	257,477	248,907
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	58,328	57,196
機械装置及び運搬具（純額）	62,840	64,576
その他（純額）	53,439	55,409
有形固定資産合計	174,608	177,182
無形固定資産		
投資その他の資産	1,588	1,776
投資有価証券	50,870	51,134
その他	17,981	18,863
貸倒引当金	△740	△714
投資その他の資産合計	68,111	69,284
固定資産合計	244,308	248,243
資産合計	501,786	497,151
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 86,961	※1 78,379
1年内償還予定の社債	—	10,000
コマーシャル・ペーパー	9,000	—
短期借入金	89,385	90,346
未払法人税等	4,775	8,905
役員賞与引当金	65	66
災害損失引当金	89	0
その他	※1 41,766	※1 39,012
流動負債合計	232,043	226,710
固定負債		
社債	20,000	10,000
長期借入金	43,612	40,375
退職給付引当金	18,402	18,557
その他	19,440	18,997
固定負債合計	101,455	87,930
負債合計	333,499	314,641

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	38,909	38,909
資本剰余金	31,952	31,952
利益剰余金	117,016	130,404
自己株式	△4,753	△4,764
株主資本合計	183,125	196,502
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,321	11,315
為替換算調整勘定	△26,389	△25,778
在外子会社の年金債務調整額	△5,881	△5,614
その他の包括利益累計額合計	△20,949	△20,077
少数株主持分	6,110	6,084
純資産合計	168,286	182,509
負債純資産合計	501,786	497,151

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	393,066
売上原価	269,760
売上総利益	123,306
販売費及び一般管理費	97,006
営業利益	26,299
営業外収益	
受取利息	217
受取配当金	982
為替差益	377
その他	1,356
営業外収益合計	2,934
営業外費用	
支払利息	1,943
その他	1,833
営業外費用合計	3,776
経常利益	25,457
特別損失	
固定資産除売却損	240
特別損失合計	240
税金等調整前四半期純利益	25,216
法人税等	7,706
少数株主損益調整前四半期純利益	17,510
少数株主利益	100
四半期純利益	17,409

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	
少数株主損益調整前四半期純利益	17,510
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△5
為替換算調整勘定	749
在外子会社の年金債務調整額	267
持分法適用会社に対する持分相当額	△2
その他の包括利益合計	1,008
四半期包括利益	18,518
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	18,281
少数株主に係る四半期包括利益	237

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当する事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当する事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当する事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)	
ヨコハマタイヤベトナムINC.	816百万円	ヨコハマタイヤベトナムINC.	587百万円
ワイ・ティール・ラバーCO., LTD.	2,284 "	ワイ・ティール・ラバーCO., LTD.	1,962 "
ヨコハマモールド(株)	370 "	ヨコハマモールド(株)	270 "
計	3,470百万円	計	2,820百万円

※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	1,124百万円	1,411百万円
支払手形	1,676 "	1,396 "
その他(設備関係支払手形)	225 "	175 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
減価償却費	18,204百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,340	4	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金
平成24年8月10日 取締役会	普通株式	2,680	8	平成24年6月30日	平成24年8月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当する事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 当第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	タイヤ	工業品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	308,230	67,542	375,772	17,294	393,066	—	393,066
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,363	67	1,431	3,123	4,555	△4,555	—
計	309,594	67,609	377,204	20,417	397,622	△4,555	393,066
セグメント利益	21,631	3,475	25,107	1,200	26,308	△8	26,299

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものは航空部品事業、スポーツ事業であります。

2. セグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当する事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	51円 96銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(百万円)	17,409
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	17,409
普通株式の期中平均株式数(千株)	335,037

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

自己株式の取得について

当社は、平成24年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、下記のとおり取得しました。

1. 自己株式の取得を行った理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得の内容

①取得した株式の種類

当社普通株式

②取得した株式の総数

11,800,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.52%）

③取得価額の総額

6,525百万円

④取得日

平成24年11月12日

⑤取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け

2 【その他】

第137期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)中間配当について、平成24年8月10日開催の取締役会において、平成24年6月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額 2,680百万円

② 1株当たりの金額 8円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年8月31日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月13日

横浜ゴム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	太田周二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	由良知久	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木達也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている横浜ゴム株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年11月9日開催の取締役会において自己株式取得に係る事項について決議し、平成24年11月12日に取得した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月13日
【会社名】	横浜ゴム株式会社
【英訳名】	The Yokohama Rubber Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 南 雲 忠 信
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋 5 丁目36番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼CEO 南雲忠信は、当社の第137期第3四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

